

(仮称)自治基本条例検討委員会

第2回会議 議事概要

とき 4月5日(火)午後6時15分～8時15分

ところ 市役所議会棟2階南会議室(第一庁舎2階)

開会

事務局より資料の確認と写真撮影の説明をし、委員からの了承を得た。

2名の傍聴者があることを確認した。

第1回議事概要の確認

(会長)

第1回会議の議事概要の内容確認を行います。誰が発言したかわからないようになっていますが、内容的にはこれで結構ですか？

(委員)

結構です。

(会長)

議事録への署名については、事務局から説明願います。

(事務局)

署名委員の件ですが、会議公開のマニュアルにはそこまでの定めはないが、いくつかの審議会では、署名委員の例がある。市議会などでは、自治法上も、議長とあらかじめ決められた委員の方に署名をお願いし、会議録の信憑性を保つこととなっている。

一方で、署名委員をお願いすると、その人は他の委員さんの発言をメモしておかないといけなくなり、自分の発言まで手が廻らなくなる。

このような支障が出てはまずいので、署名委員の必要性はないのではないかと事務局では考えている。

(会長)

署名委員について、負担を考えると、この会議においてはそこまで厳格にしなくてもいいのではないかというお話しでした。

そのつど前回の内容を確認していくということでもいいですか？

(委員)

(一同同意)

(会長)

では、そのつど前回の内容の確認はするが、署名委員は置かないということにします。

条例の目的・理念規定について

それでは本日のメインのテーマですが、条例の目的・前文ということで、条例に何を盛り込むかということですが、前回もご意見がありました。必ずしも土俵が掃き清められているとはいえない。今日はそこのところをつめていきたい。

資料説明を事務局からお願いします。

(事務局)

(資料 について) 前回、すでにある基本条例との関係をどうするのかという意見があったので、例として環境基本条例と健康福祉条例を取り上げた。

それぞれの条例において、その分野で豊中市がどういう将来像を目指すのか、前文で規定されている。また、基本理念の具体化は基本計画で、ということも書かれている。どのように計画等を作っていくかのプロセスも定めている。

自治基本条例は、個々の条例を網羅して掲げるというイメージではない。例えば、平和なまちづくり、などの普遍的価値観を盛り込むのではない。福祉のサービスのあり方などは、社会状況によって変わるのだから。

どちらかという、分野ごとの基本条例やビジョンの形成のプロセスを定めていくのではないかと考えている。それが資料で言うところの自治基本条例 = 豊中における住民自治の実現で示している。

前回、それを「民主主義」という言葉でおっしゃっていたが、それが「参加と協働」だけで十分なのかどうか、ほかの理念があるのではないかとということもございましたが、基本的には豊中でどういう自治を実現していくかという理念が下支えにあって、その上に各分野別の条例等の形成のプロセスがうたいこまれていくイメージではないかと思っている。

前回の委員会でも皆様の意見はそういう方向に収斂していったのではないかとということで、今回こういう資料を作らせていただいた。

(会長)

単なる市民参加条例という問題にとどめるべきでなく、もう少し基本的な自治のあり方について、総合計画がうたっている内容を、具体的な規定内容として盛り込もうということが、前回あった。

今説明があったが、みなさん、目的、理念のところを注意して、という説明についてどうでしょうか？

(委員)

今の話は、現実的な方向だと思っております。

3つ論点があると思います。

ひとつは、自治体の憲法であるということ。議会や市長はどうあるべきだ、とか。そう

いう全体を決めるスケールの大きな。全体の仕組みを網羅しているということ。それと市民が参加するという手続の理念。

もうひとつは、行政の基本条例なのか、あるいは、議会まで含めるのかという論点。

3つ目は、理念だけなのか、手続・大きな仕組みも入れるのかということ。

(委員)

憲法かどうかは、大変大きな話。こういう会議の議論よりもっと時間をかけて豊中のありようを大上段から振りかぶってやっていかないといけない。市民も巻き込んでやっていかないと。現実的に、どこの自治体もそういうことはやっていない。枠組みくらいのものはあるが。

議会をいれるということも、現実にはタイトな駆け引きで、レベルの低いものになってしまったりする。時間もかかる。

今大事なものは、地方分権になって市民が行政を直接見るということが大事。それを参加するという形で、条例で位置付ける。それが大きな変動だ、そこに焦点を当てていくべき。議会については、提案としておいておけばいいが、とりあえず前に進むほうがいい。

手続きについては、やはり理念だけではいけない。箕面市は、理念だけ作って、いま、もめている。理念を作っても、実効性がない物は、値打ちがない。

この中では、石狩の条例が一番市民が行政に参加するいろんな工夫を含めた理念が入れている。

あまり理念的な条例を作って、昔作ったけど今誰も覚えていないというようなものはいけない。行政と市民が、緊張感のある形にいち早く持っていかないといけない。「市民は参加しないといけない」ということが書かれているが、いつ、どうして請求すれば市民が参加できるのかということがかかれて、行政は緊張感ができる。そこまで入っていかないとだめだ。

ただ、委員がこれを言うことなのか。あるいは市長は何を考えてわれわれに要請しているのか。諮問の一番初めに、市長が現実的にこれを実現しようという意欲が表明されるべきものだと思う、われわれ委員が決めて、それで位置付けするのかどうかというのが別の問題としてある。

(会長)

理念的なものだけでは、やはりだめ、手続の手法も盛り込むべきという意見だった。議会については消極的な発言であったかと思います。この意見について、他の委員さんご意見ありますか？

(委員)

私は理念でいいんではないかと考える。ただ、手続と言っても、例えば憲法でも、こういう場合はこうしなければならない、といった程度のものが入っていて、そこまでが理念であると考えます。

なるべく定める項目は少ないほうがいい。

(委員)

前回配布の資料、総合計画(32ページ)の中に、協働とパートナーシップの推進ということがあがるが、市政の市民参加、参画の促進、コーディネーターの育成・活用などがあげられている。それをありがたい姿と想定して、現状はどういったものかと考えて、必ずしも、なかなか進んでいないとなる。

ビジョンと現状を埋める、解決の方法として、いろんな手段があるが、そのうちの何かある部分を条例で設定することによって解決するといったような、手段として位置づけると考えればすっきりしないかなと考える。

(委員)

理念と手続をきっちり区別できるかということ、そうでないと思う。

単純に、理念というものは、「出来る限り参加に努めなければならない」ということ。それに対して手続は、石狩の条例で言うと「must」「こういう場合には必ず参加手続を設けなければならない」であり、行政を縛る部分がある、というのが手続。

そうすると、努力目標を掲げるのか、そこから一步進んで、行政として絶対守らなければならないルールを定めるのか、そこが大きな分かれ目になる。

ただ、努力目標を定めるだけなら、それは総計にも書いてあるだけで意味はない。一步進んで、行政が守らなければならないルールのものを盛り込む必要がある。

(会長)

理念と手続は分けられないということでした。

先ほど市長の考えは？ということがあったが、市長というか、市の考えがどういうところにあるかについて、他市事例の資料があるので説明願う。

(事務局)

前回要望があったので、条例の一部を書いたものを配っているが、そこからさらに、前文などを抜き出したものが資料2として分類してある。(資料参照)

「まちの特徴」のようなものに視点を置いて、前文を作っている例が多い。

参加の手法は時代で変わることが多く、条例にあまりに詳しく位置づけると、困ることもある。

議会について言及しているところは、少数。生野町、杉並区など。それでも地方自治上の枠組み内でしか定められないのでその程度にとどめている。

あわせて、資料3の説明を。豊中の自治基本条例にどのような視点が盛り込めるかを整理している。

都市宣言を6件。安全、平和、非核、人権擁護、青少年健全育成(国連青年年)、環境。こういう考えは、何がしか盛り込むのでは。

次の欄に、豊中の特徴を抜き出している。豊中は、都市化(戦後から、など)の過程の中に、特色があるのではないかと。千里ニュータウンや大阪国際空港など。

もうひとつ特徴として、次ページに参加型のまちづくりのあゆみについて。最新では、

市民公益活動推進条例、市民環境会議など。

(会長)

今の説明に対して、質問は？

なければ、この資料を参考に、豊中市の自治基本条例を作ったときに前文を作って盛り込むべきかとか、引き続き議論したい。

(委員)

豊中市の都市宣言なんですけど、これ、国レベルのやつも、地方でも応援しようということで、豊中としての特徴とは言えないので、実態像として入れるにはどうかと考える。

豊中に何があるかは弱いところだが、地方の条例なのだから豊中のアイデンティティを入れたほうがよい。

杉並区の条例はさっと触れている。「地方自治はこういうものです、参加していかないといけない」という。

(会長)

資料2の(1)のタイプ(自治基本条例と呼ばれるタイプ)がいいのではないかという考え方も出てくるわけだが。この点はどうか。

(委員)

資料2に記載している条例には目的規定に共通点がある。市民の参加・協働。目的はそういうこと。

同じような目的になるんじゃないかと思う。そこに、豊中の特徴があれば、目的の中に加味して入れる。

前文も同じような形。同じような文章。

(会長)

(1)のパターンがひとつのパターンとして出来上がっている。どこが先鞭をきったのかが分からないが。

(事務局)

先鞭をきったのは、ニセコ町だと思います。

豊中でも、個々に将来ビジョンを書いていく考え方がないというわけではないと思う。そういう、総合計画の基本構想を書く形もありうるだろうが、しかし、ビジョンは、議会が住民の意向を受けてその都度作るわけで、それを条例で縛るのはどうか。議決機関の意思を縛るということはどうかと思う。

そういう意味では、「平和なまち」などの都市宣言でうたっている考え方は、横並び・国レベルの話だとは言いながらも、他市事例にはそこに触れているものがこう見るとないので、そこを書くことがある意味豊中の自治基本条例らしさにつながる部分でもあるのではないか。

(会長)

宣言というのは、自治体が勝手に作っているのか。つまり、議会と行政とどちらがイニシアチブをとっているのか。両者の合意ですよね？

(事務局)

個々のケースは詳しく分からないが、議員と理事者・市長側、どちらからの発議もありうる。しかしあくまで最後は議会の議決がある。

(会長)

宣言の効果は？

(事務局)

たとえるなら、こういう都市づくりを豊中市は目指そうということで、それを受けた施策展開が図られる。例えば人権擁護都市宣言は、その理念が条例に結びついていっている。

(会長)

思った以上にたくさん宣言があるが、一回宣言を作ると、廃止するわけにも手直しするわけにもいかない。なかなか扱いにくい。

都市がこういう方向で努力していくという表れを明文化したものといえるから、理念として受け取ることも可能。

(委員)

これだけ狭い国に、これだけの自治体があるわけで、それほど独自性を打ち出す必要はないのでは。平和とか人権というのは、問題にならないというか。環境などは、現実の行政に響いてくる問題。こういうところは強調する必要がある。そう考えると、杉並区のものが非常によくまとまっていると感じる。市民の参画協働がすべてかということ、そうではないと感じるので、杉並区のまちの環境と市民参加をともに表記している体系はいいと思う。

それと議会も含めていいんじゃないか。

(委員)

議会のことはどうかと思うが、杉並区の前文は非常にいいと感じる。

(委員)

なぜ今、自治基本条例を豊中市が作ろうかという事が大事。社会の変化の中で政策形成のあり方の課題が出ている、かつ市民意識が高くなっている中で、どうしくみを作っていくかということが問われている中で、どう社会構造の変化を促すか、システムを再構築していくかということなんです。この自治基本条例の中では、だから市民の主体性をきちんと謳って、自分たちのまちは自分たちで主体的に作っていくんだ、決して行政を縛るといふことでなく、市民意識を啓発するものであっていいと思う。

そして、NPOなどとの多様なセクター間との協働で、新しい公共をどう創造していくかをうたう。そして、それぞれの果すべき役割と、責任の分担を決めていくというものがあるのでは。

豊中の特徴ということで言うと、資料3の2枚目にある「参加型まちづくり」の条例の流れが注目すべき。豊中は市民活動などはとても先駆的であると思う。市民公益活動推進条例など。

それと行政の問題意識の高さだけでなく、市民力の高さがある。こういうベッタウンの特徴は、環境や歴史などもあるとは思いますが、そうでなく、ベッタウンだからこそ持っている市民力の高さというものがあると思う。それが特徴。だからこそ市民と作っていく。

(会長)

市民力という言葉が出てきたが、そういうものの高さを高らかにうたって、それをさらに推し進めるということを盛り込むという考え方が示されましたね。

ひとつの方向性としては、説得力があるという気がする。

理念だけの条例ではだめ。(1)の「自治基本条例と呼ばれるタイプ」がいいということでもいいですか。

(委員)

私の言った理念というのは、ルールを作るところまでが理念と思う。

(会長)

つまり、杉並区のように、手続き的なことも、自治基本条例に盛り込むという理解でいいですか。

(委員)

そうです。

(委員)

市民の思い入れを書くのが前文にはいいのだが、豊中市は住民主導型のまちづくりで誇るべき歴史を持っているとおっしゃっていたが、そういうことでもいいと思う。まちとして誇るべきこと、これからまちが将来に引き継いでいくものが何かと考えたとき、あるところでは自然であったり、行ってきた事柄だったりする。将来も受け継ぐものという、豊中は、自然より、市民主体のまちづくりに関して、先導的な役割を果たしてきた、協働に関して率先して取り組んできたという歴史なのかもしれない。そういったことを前文に書いてもいいと思う。

杉並のよさは、「参加と協働以外に何かある」ということを他の委員がおっしゃったが、その何かがあるのがいい。

「区民主権」という言葉。まちの主役はまちの住民なんだ、住民が主人であり主役であり主体である、行政は住民の思いを実現するためのひとつの仕組みだということがこめられている。

参加や協働という、「まず行政があって」というのも大事だが、その前提として、行政の先にまず住民がいて、市民が主役なんだということを書いているのがいい。

まちづくりの主役は私たち住民ですよというのが、前文というところに盛り込んでいくのがいいのではないかと。

(委員)

杉並区の前文は下線部のところの、「区民の活発な・・・誇るべき財産である。」というところに意味を感じている。みどりの水辺とかは枕詞で。

(会長)

今までの話だと、とちらかという軸足が、住民自治を生かすようなそういう市民参加のほうにおかれるということになる。

前文にそれと合わせて環境やほかの宣言の内容を盛り込むというと、例えば環境は当然入ってくるが、豊中の場合なら地震災害の経験があるから安全が入るんだとか、人権だって市の重要な施策の基本理念になるわけに入ってくる。平和というのは具体的な条例があるわけではなく少しいびつだが。環境人権とかは横並びとを感じる。

それと、市民力というか市民の活力を持って市民主体の行政を推進するというのを盛り込んで。内容的にはそれぞれの責務であるとか、参加の手法であるとかを盛り込むのかなど。

(委員)

資料1, 2によると、目的は住民自治を実現するということになっている。

杉並区のものが憲法のように参考になる。しかし「努めなければならない」というばかりで、全体的にみると努力義務になっている。非常に細かい条文ではあるが。

以前は、現行憲法に基づく法的効果は出てこない、具体的な法律から法的根拠が出てくるようになっていたが、最近の解釈は、憲法から直接権利が出てくるようになった。

この条例に基づいて権利義務が出て、争訟が起こる可能性がある。そのスタンスをどうするのか。「努めなければならない」という精神のみを言うならそれでいいが、そうではなくて「住民自治を実現されてないからいけない」という可能性があるのかないのか。

前文が、抽象的な「努めなければならない」というだけなら、人権だろうが、環境だろうが何を盛り込んでもいい。逆になくてもいいが。

(会長)

前文を含めて、基本条例に反する行為があったとき、市民からそれが指摘できたりクレームを付けたり、救済措置のように言えるような方法を盛り込むべきだということか。

(委員)

そういうのにするのかどうかという問題。そうするなら、必然的に前文の書き方もそうならざるを得ない。義務まで認めるなら、前文の書き方も団体自治というところに整理して、ということになってくる。

(会長)

後の条文で努力義務以上に出るべきだと考えているのか。

(委員)

それは市の考え方によるのではないか。

(委員)

判例で、規律規定に法的な責任を求められることがある。市の執行機関が責任を求められるということが出てきている。

こういう前文で「しなければならない」というのは抽象的なようだが、市はそれに、ある意味法的に押しつぶされてくるのではないか。

(会長)

前文といえども規範性をもつべきということか。

(委員)

もってくるのではないかとということ。

(委員)

杉並の条例は、前文が理念だけとは思えない。手続まで入っている。

(委員)

豊中にかけている、ところをいうべきと思う。自然環境の保全は大事。

(会長)

環境というと、地球環境になる。京都議定書など、現在国レベルの問題として注目されているものがたくさんあるが、環境を入れようとすると広い意味での環境になる。

ほかに何かないか。

(委員)

豊中の特質を入れるべき。市民の参加・参画とか。

そして、市民が考えること。住んでいる人間が。

(会長)

この場で検討する場合に、電子会議もやっていき、そこでの意見を出してもらおうということだったが。

(事務局)

本日追加で配った資料で説明します。参加者が少なく、ふたりしか書き込みがない。4点ほど設問を書き出しているが、まだまだ抽象的な問いかけしか出来なかった反省がある。設問は、市民主体のまちづくりのために何が必要か。自治とはどんな状態をイメージするか。豊中に足りないもの。豊中の自治基本条例で定めるべきのもの。以上4点。参加者の意見は資料のとおりです。

(会長)

電子会議室の登録は100人くらいですか？

(事務局)

いえ。今現在3人です。

敷居が高いと感じられているのか、思うように集まりません。

(委員)

今の話だったら、住民自治というように名前を挙げますが、これは住民が積極的に行政に参加していこうというようなことを念頭に置いたことでしょ？しかし実際に市民というものは普通の日常生活において、あんまり関心がない。受け手なんです。

「議会ですてくれればいい市長がしてくれればいい、われわれは意見を言うに過ぎない」ということにするのか、「自治条例があるから、積極的に参加する」という義務まで念頭に置いたものなのか考えないと、一般論を定めても仕方ないということになるかもしれない。

(会長)

市民というか、行政に携わっている人間というのは全員でない。それを全員に広めるとなると、それは、陪審員のような話になる。順番にやらないといけないぞ、という。

(委員)

それもボランティアでね。通常の場合、無関心者が多い。それを意識を変えていくという使命を持った条例を作らなければならない。誰もが義務として携わらなければならないような。

(委員)

参加は権利ですよ。すべての人に保障されるということは、すべての人が使わなくてもいいということ。選挙権のように。法律で投票を強制できるかということとそういうことはしていない。権利であって義務ではない。権利を奪うことは許されない。

自治基本条例も、参加を、奪うことの出来ない権利として保証すべきなんだというのが基本。

一方で、各市の条例を見ていると、市民の義務、責務というものも規定している。しかしそれは、義務というより、守ろうねというような努力規定であってそれ以上でない。

市民を参加に向けて義務付けるのは危険な発想。

(委員)

もちろん義務付けるといっても、義務があるのだからそれを果たさないで不利益がおきても仕方ありませんということ。市民全体が協力してやっていきましょう、その代わりに協力せず何もしなかったときはその責任は自己責任ですよということで返ってくる。

(委員)

それはもちろん、投票せず、市長が自分の思った人でない人になったといっても、それは自己責任です。

(委員)

ただね、最近の地方公共団体のあり方というものが、住民にもっと積極的に活動してほしいという。住民はみずからの手でまちを作るといいうほうにもっていかないといけないと思う。上からしていただくことばかりを、よければありがとう、自分の不利益なことならいらない、関係ないというのはいけない。

そのための住民自治をする条例を作るわけでしょ。積極的に住民についても、ある程度
のことはちゃんとしてもらわないと。それを法的義務までするのかどうかは別の問題だが、
そういうスタンスなのかどうかは決めないといけないのでは。

(委員)

スタンスはそうでしょう。

そもそも住民自治とか、住民の視点とか、住民から主役になってするということが前提
だから。私は主役じゃなくていいということならば、そもそもいない。

(委員)

一市民としていうと、電子会議室はまだなじみがない。

以前条例とかを作ったりしたときも、公開のフォーラムで、ワークショップをやって、「市
民参加」ということばの定義からやって、それぞれの役割なんかも考えながらやったから
先駆的でいいものが出来たということがあって。

電子会議室、「自治」「条例」など市民から遠いものになっている。参加しやすい提案を
していないことが課題。

いくつか委員として会議に参加させてもらっているから条例の意義が分かるが、一般の
市民はその意義はわからない。なぜ条例ではなく、施策ではいけないのかということから
入っていく。理解した段階でやっと参加し、意見が言える。

広報のあり方、説明の仕方をわたしたち検討委員会が工夫して行政がアップしていかな
いといけない。

条例の前文について。なぜ今、自治基本の「条例」が必要なのかということをも市民に分
かりやすく、かつ誇りに思えるような格調高さで伝える。その中に何を盛り込むかとい
うことを議論すればいいと思う。

(会長)

われわれは提言というか、答申を作ることになるが、今回、条文を作るわけじゃないが、
どこまで言うのか。たとえば前文に環境について盛り込めとかは簡単に言えるわけだが、
それだけでなく、この資料にあるようなところまで言わないと責務を果たしたことになる
のか。

(事務局)

条文作りまではやらない。要素というか、盛り込むべき項目というかポイントというか、
についてのご意見を頂戴しましたら、それに基づき、パブコメやフォーラムで意見交換を
しながら、条文化の作業は次のステップとして、別の場で説明させていただく。

(会長)

条文化までは望まれていないということは分かるが、前文に盛り込むのは項目だけでい
いのか。項目をこういうふうに盛り込めという指示までいるのか。

(事務局)

列挙して箇条書きに書くというだけではなくて、細かい微調整は別として、骨組みにな

るようなことそんなイメージを頂戴したい。特に前文、目的規定はそうしてもらいたい。

(会長)

何を盛り込みなさいというのは簡単なわけだ。しかし前文なんかは項目だけで出来ているわけではなく、語尾だって、努力すべきということになるのか、なければならぬとなるのか、そのところを決めないといけぬのか気になる。われわれとしては、項目だけでなく、語尾を努力的な規定にしておくべきだとか、そういう響きを持つように書くべきだとか、そういうところまで言う必要があるんでしょね。

(委員)

確かに単に項目だけではすまない。もっと踏み込んだ形で、こういう方向で、ということまで言うべき。

(会長)

この点で、ほかの方、異議ないですね。

(委員)

目的と前文がどう配分されるか分からないが、市民の主体的参加について、自己責任、自分のことは自分でし、行政を監視し、自分でも行政を担うという立場もあり、意見も言う。そういう機会も設けますよと。いままで通達行政でやってきたことを、われわれの責任ですよ、ということを高らかにうたわなければいけぬ。自治基本条例はおおきな枠組みを作るわけですからね。飾りのようなものではなく、今、基本自治時代でいかに大事か、それをわれわれが作る。あとは豊中市らしさを入れるか入れないかというのはプラスアルファの問題。今言ったような部分を目的にどう入れ込むかという話。

(会長)

ご意見は、もうみなさんそういう感じになってますから、そういう方向性でまとめればいいですか。

先ほど委員が言われたことですが、義務の行使までは苦しいと思う。選挙でも、選挙権は権利だが、それを行使しやすいようにする、それを促すということがなければだめ。そういうことを条例に盛り込むというのが、参加の住民投票であるとかのシステム。

(委員)

区民が自分の持っている責務を十分自覚し、というくらいで。

(会長)

自覚とか、自己責任とか入ってますね。

(委員)

国の行政の中で共通の自治体というのがなくなってきたから、その部分の主役としての市民の権利義務をどのように基本条例を決めていくんだと、時代の流れが変わった、市民がという部分をうたいあげるといふのか。

(会長)

次回のことですが、「自治の主体」ということで。前回資料の6を資料としてでいきますとそういうことで、ご意見をいただいきたい。

電子会議ですが、メンバーが少ない。何を聞くか。

(委員)

豊中の良いところをぜひ聞いていただきたい。前文に豊中の特徴を入れるという話があったが、実際に住んでいる市民が良いと思っている豊中の部分を尋ねて、それを入れていくべきだと考える。

(委員)

電子会議室で、議員のことが書かれているが、今までは議員を通じての政治。これからは住民が議員を選び、市長を選んだわけだから選挙のときだけでなしに、途中でもチェックしますよ、国政と違って、首長は直接選挙で選ばれたわけだから、逸脱したら意見を言いますよというのが今回のなし。今の電子会議室の意見はそこまではいって。議員しっかりしろよというなら、今までの考え方の枠の中。投げかけ方をくふうできないか。

(事務局)

これに関しては、事務局で意見を引き出すという形で、関わり方は難しい。検討委員会で、この意見に対し、こういうご意見が出てきたということはフィードバックしてみることが考えられる。

(会長)

設問について。豊中の特徴を聞けばいいのではないか。それと、次回のテーマで自治の主体ということで、子ども、外国人に関しての自治の中でのあるべき役割、のようなこと。

(委員)

もうひとつ、事業者など。阪急電鉄など、豊中で相当の事業活動を行っている事業者。まちづくりのかかわりが生じてくる。

(委員)

勤務者もそうですね。

(会長)

ほかにはないですか。

(委員)

電子会議室は市のホームページからは入れるんですね。

(事務局)

そうです。

その他

次回の予定。5月9日(月)同じ時間。

4, 5 月の日程を拝見したうえで、ある程度決まった曜日を設定したが、各委員が出席できるよう再度 6, 7, 8 月の日程調整を行う。